

令和5年
岩手県教育委員会定例会
12月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和5年12月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和5年12月22日（金）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告1 令和5年12月県議会定例会の概要について (教育企画室)
- 第3 事務報告2 令和6年度県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜に係る出願状況について (学校教育室)
- 第4 議案第38号 岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 議案第39号 岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育室)
- 第6 議案第40号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

令和5年12月県議会定例会の概要について

令和5年12月県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和5年12月22日

令和5年12月県議会定例会の概要について

12月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

11月28日（火）	本会議（招集、議案等の提案）
12月4日（月）～6日（水）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
12月7日（木）	常任委員会
12月12日（火）	本会議（議案等の提案、質疑、委員会付託） 常任委員会 本会議（常任委員会委員長報告、採決）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（9人）

希望いわて	3人
自由民主党	3人
いわて新政会	1人
いわて県民クラブ・無所属の会	1人
日本共産党	1人

(2) 一般質問（教育委員会関係：6人）

次の議員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

ア 郷右近 浩 議員 1件

(ア) 産業人材の育成について

- ① 県南地域に新たに設置する工業高校について

イ 佐藤 ケイ子 議員 1件

(ア) 働き方改革について

- ① 教職員の働き方について

ウ 千葉 盛 議員 2件

(ア) 教育施策について

- ① 不登校児童生徒への対策や支援について
② 再発防止「岩手モデル」策定について

エ 畠山 茂 議員 4件

(ア) 不登校児童生徒への対策について

- ① 不登校児童生徒の出現率低減に向けた取組について
② 不登校児童生徒への対応状況について
③ 不登校児童生徒対策への知事の所見について

再質問 別室登校児童生徒について

オ 村上 秀紀 議員 3件

(ア) 子育て環境の充実について

- ① 大胆な教育の無償化について
② 学校給食費の無償化について

(イ) 多様化する社会環境への対応について

- ① フリースクールについて

カ 高田 一郎 議員 2件

- (ア) 子育て支援策と社会保障の拡充について

- ① 学校給食費の無償化について
- ② 県立学校の完全給食の実施について

3 文教委員会【12月7日（木）】

- (1) 教育委員会関係審査の冒頭、教育長から教職員の懲戒処分について報告し、併せて、職員の綱紀の保持に努めていく旨報告を行った。

(2) 議案の審議

議案第1号「令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第10款教育費及び第3条第3表債務負担行為補正」、議案第21号「岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」及び議案第22号「岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」、教育企画室長兼教育企画推進監及び生涯学習文化財課総括課長から提案理由の説明を行った。

ア 質問等

小西和子委員、飯澤匡委員及び斉藤信委員から県立図書館の運営方針、指定管理者候補者の賃金水準及び都道府県立図書館における指定管理の状況等について質問があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

イ 採決

原案どおり可決された。

(3) その他（この際発言）

- ア 「次期「岩手県教育振興計画（仮称）」素案について」、教育企画室長兼教育企画推進監から報告を行った。

(ア) 質問等

岩崎友一委員、小西和子委員、工藤大輔委員及び斉藤信委員から計画案の内容、子どもの意見聴取、大学進学の実況及び部活動の在り方等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

- イ 「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）素案について」、特別支援教育課長から報告を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員から医療的ケアの看護職員の配置及び就労支援等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

- ウ 上記の他、関根敏伸委員、小西和子委員及び斉藤信委員から不登校支援、教員採用試験、働き方改革、インフルエンザの感染状況及び再発防止「岩手モデル」の策定等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

4 文教委員会【12月12日（火）】

(1) 議案の審議

議案第24号「令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第10款教育費」について、教育企画室長兼教育企画推進監から提案理由の説

明を行った。

ア 質問等

齊藤信委員から特別支援教育就学奨励費の対象者数及び学校給食費の支給状況、特別支援学校の学校給食費の無償化に要する経費並びに一関清明支援学校及び一関第一高等学校附属中学校における完全給食の実施等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

イ 採決

原案どおり可決された。

※ 各議員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

事務報告 2

令和6年度県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜に係る出願状況について

令和6年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の出願状況について、別紙のとおり報告します。

令和5年12月22日

令和6年度県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜に係る出願状況について

1 入学願書受付期間

令和5年11月21日（火）から令和5年11月30日（木）まで

2 入学志願者数

定員	入学志願者数	志願倍率	備考
70	103	1.47	<ul style="list-style-type: none"> ・男女枠なし ・35人学級、2クラス編成の定員

(参考) 過去の志願者数

令和5年度			令和4年度			平成3年度		
定員	志願者数	志願倍率	定員	志願者数	志願倍率	定員	志願者数	志願倍率
70	105	1.50	70	135	1.93	70	113	1.61

議案第38号

岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和5年12月23日付）

職 名 等	氏 名
田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳

令和5年12月22日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和55年7月15日条例第41号）

（博物館協議会）

第10条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。
 - （1） 学校教育の関係者
 - （2） 社会教育の関係者
 - （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - （4） 学識経験のある者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和55年9月26日教育委員会規則第9号）

（協議会の所掌）

第7条 条例第10条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- （1） 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- （2） 資料の調査研究、利用等に関すること。
- （3） その他博物館の運営に関すること。

（会長）

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議案第 39 号

岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（令和6年1月12日付）

職 名 等	氏 名
岩手弁護士会 太田秀栄法律事務所 弁護士	太 田 秀 栄
岩手県医師会 社団医療法人法成会平和台病院 医師	伊 藤 欣 司

令和5年12月22日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県いじめ問題対策委員会の任用 新旧対照表

現(任期令和4年1月12日から令和6年11月11日まで)

新(任期令和6年1月12日から令和8年11月11日まで)

区分	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数	兼任
学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部 教授 国立大学法人岩手大学 教育学部 准教授	クボ コウジ 窪 幸治	50	男	盛岡市	1期	有
		キクチ ヒロシ 菊地 洋	51	男	盛岡市	3期	無
弁護士	岩手弁護士会 岩手弁護士会	オオタ ショウイ 太田 秀栄	64	男	盛岡市	4期	有
		ヤマナカ シュンスケ 山中 俊介	48	男	盛岡市	4期	有
医師	社団医療法人法成会 平和台病院 岩手医科大学医学部 教授	イトウ キンジ 伊藤 欣司	62	男	盛岡市	4期	無
		ヤギ シュンコ 八木 淳子	55	女	盛岡市	1期	有
臨床心理士	臨床心理士 臨床心理士	タカハシ ノボル 高橋 昇	66	男	奥州市	4期	無
		ウエノ クニコ 上野 久仁子	43	女	盛岡市	2期	無
社会福祉士	イーハートワ地域包括支援センター 主任会議支援専門員 岩手県社会福祉協議会 地域福祉活動コーディネーター	スズキ トモユキ 鈴木 智之	44	男	盛岡市	4期	無
		カワサキ マイミ 川崎 舞美	42	女	盛岡市	2期	無

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

◎ 委員数【10名以内】 10人

◎ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満 男70% 女30%

◎ ならないこと 50%

◎ 若手委員(50歳未満)登用率【25%以上目標】 52.6歳

◎ 委員の平均年齢(R5.5.25現在) なし

◎ 在任期間8年超

区分	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数	兼任
学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部 教授 国立大学法人岩手大学 教育学部 准教授	クボ コウジ 窪 幸治	51	男	盛岡市	2期	有
		キクチ ヒロシ 菊地 洋	51	男	盛岡市	4期	無
弁護士	岩手弁護士会 高橋法律事務所 岩手弁護士会 山中法律事務所	テンマ マサツグ 天間 正継	36	男	盛岡市	1期	有
		ヤマナカ シュンスケ 山中 俊介	49	男	盛岡市	5期	有
医師	岩手県医師会 県立一戸病院 院長 岩手県医師会 岩手医科大学医学部 教授	ササキ ユウカ 佐々木 由佳	59	女	盛岡市	1期	無
		ヤギ シュンコ 八木 淳子	55	女	盛岡市	2期	有
臨床心理士	岩手県臨床心理士会 臨床心理士 岩手県臨床心理士会 臨床心理士	タカハシ ノボル 高橋 昇	67	男	奥州市	5期	無
		ウエノ クニコ 上野 久仁子	43	女	山田町	3期	無
社会福祉士	岩手県社会福祉士会 岩手県社会福祉士会 岩手県社会福祉士会 岩手県社会福祉協議会 地域福祉活動コーディネーター	サトウ マサコ 佐藤 雅子	53	女	盛岡市	1期	無
		カワサキ マイミ 川崎 舞美	43	女	盛岡市	3期	無

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

◎ 委員数【10名以内】 10人

◎ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満 男50% 女50%

◎ ならないこと 40%

◎ 若手委員(50歳未満)登用率【25%以上目標】 50.7歳

◎ 委員の平均年齢(R6.1.12現在) 2名

◎ 在任期間8年超

関係条例

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 72 号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 12 条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第 24 条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第 28 条第 1 項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 4 第 4 条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。